

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 整理表

	条	備考
趣旨	第1条	
最低基準の目的	第2条	
最低基準の向上	第3条	
最低基準と放課後児童健全育成事業	第4条	
放課後児童健全育成事業の一般原則	第5条	
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第6条	
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	第7条	
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	第8条	
設備の基準	第9条	
職員	第10条（第4項を除く）	
利用者を平等に取り扱う原則	第11条	
虐待等の禁止	第12条	
衛生管理等	第13条	
運営規程	第14条	
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第15条	
秘密保持等	第16条	
苦情への対応	第17条	
開所時間及び日数	第18条	
保護者との連絡	第19条	
関係機関との連携	第20条	
事故発生時の対応	第21条	

注 従うべき基準を網掛けで表示している。

○ 国が示した基準では、基準の範囲内で地域の実情に応じた内容で定める「従うべき基準」と、十分に参酌し地域の実情の応じた内容で定める「参酌すべき基準」に区分されています。

江別市では、この基準が子育て支援施策に係る重要な条例となることから、国が示した基準のほか、平成26年4月1日に施行された江別市暴力団排除条例の趣旨にかんがみ、暴力団の排除に関する規定を盛り込むこととしています。